

医療保険制度改革骨子（案）に対する意見

2015年1月9日

一般社団法人 日本経済団体連合会

医療改革部会長 望月 篤

1. 基本的考え方と高齢者医療の負担構造の見直しについて

今回示された骨子案では、高齢者医療の負担構造の見直しが盛り込まれていない。急激な高齢化と人口減少に直面するなかでも制度の持続可能性を確保するためには、高齢者医療への税投入や、前期高齢者納付金・交付金の算定方法、高齢者医療の自己負担など、高齢者医療の負担構造に関わる各制度のあり方について見直すことが不可欠である。

2. 全面総報酬割の導入とその実施により生じる国費の国保への充当について

これまで、後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入する場合には、医療給付の重点化・効率化をセットで行うべきだと主張してきた。しかし、骨子案では、重点化・効率化の取り組みについては、項目が限定的で、実施時期も先送りされており、負担増となる国民の納得感が得られる内容ではない。

さらに、今回の骨子案では、国保の財政支援の拡充のために、全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用するとしている。これは、国保の財源対策を被用者保険が肩代わりすることにほかならず、到底受け入れられない。

3. 医療給付の効率化・適正化の取り組みについて

今後のさらなる高齢化を踏まえれば、医療給付の効率化・適正化は不可欠であり、「平成27年度予算編成の基本方針」（平成26年12月27日閣議決定）でも同様の言及がなされている。しかし、今回の骨子案で示された効率化・適正化の取り組みは不十分な内容となっている。高額療養費制度における外来特例の見直しや医療保険の給付範囲の再検討など、プログラム法に記載された項目に限らず、不断の取り組みを進める必要がある。

4. 見直し条項の追記について

以上より、高齢者医療の負担構造と、医療給付の効率化・適正化については、随時見直しを図る旨の見直し条項を、改正法案の中に追記いただきたい。

以上